

# 環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

平成30年12月1日発行

平成30年 第5号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



## 年末年始のごみの搬入

収集日に出せなかったごみや、大量に出たごみは、右表のごみ処理施設へ直接搬入してください。12月29日(土)・30日(日)も搬入できます。年末年始は施設や周辺道路の混雑が予想されますので、十分注意して搬入してください。

### 搬入できる日時

月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時30分(12月31日～1月3日を除く) ※施設使用料など、詳しくは環境施設課(☎237-0671)へお問い合わせください。

※資源物(新聞、雑紙・雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器)については、市内6カ所のエコ・ステーションをご利用ください。詳しくはごみ分別ガイドブック、または津市ホームページをご覧ください。

ごみの種類	地域	搬入場所
燃やせるごみ	津 芸濃 河芸	西部クリーンセンター
	久居 一志 美里 白山 安濃 美杉 香良洲	クリーンセンター おおたか
燃やせないごみ、 金属、びん、 ペットボトル、 容器包装プラスチック、その他 プラスチック、 危険ごみ	全ての地域	リサイクルセンター (分別して搬入してください)

## 年末年始のし尿のくみ取りはお早めに！

年末年始のし尿のくみ取りの利用は大変混雑しますので、早めにお申し込みください。

### 津地域

津環境整備事業協同組合(☎233-6622)へ

### その他の地域

直接、各し尿のくみ取り業者へ

### 問い合わせ

環境政策課(☎229-3141)



## 残さず食べよう！「30・10運動」の実践を

日本では、年間2,842万tの食品廃棄物が出ています。このうち、食べられるのに捨てられている食品ロスは646万tを占め、1人1日当たり茶碗1杯分を捨てている計算になります。これは、世界全体の年間食糧援助量約320万tよりはるかに多く、削減が求められています。

「30・10運動」は、宴会などで出る食べ残しを減らすことにより、食品ロスを減らそうとする運動です。

- 注文の際は適量に！
- 宴会開始後30分は、席を立たず食事を楽しむ！
- 宴会終了前の10分間は自分の席に戻って、再度食事を楽しむ！



普段から食べ残しをしないよう心掛け、家庭でも食品ロス削減のためにできることから始めましょう。



## 》ごみ収集車(パッカー車)の火災事故防止にご協力を



火災の原因となったスプレー缶・使い捨てライター



10月10日に津市南中央で発生した収集車の火災

カセットボンベやスプレー缶などが原因と思われるごみ収集車の火災事故が毎年数件発生しています。

缶などが圧縮されて中身のガスが漏れ出し、金属摩擦などで発生した火花が引火して、ごみ収集車の中のごみが燃えたと考えられます。

10月10日に市内の住宅密集地で、ごみ収集車の火災が発生し、消防車が出動する事態になりました。このようなことを未然に防ぐために、火災発生原因となるごみを集積所に出すときには、次のことに注意して出してください。

### 使い捨てライター



使い捨てライターだけを透明・半透明の袋に入れて



危険ごみの日に出す  
(3カ月に1回)

車両火災の原因となる、使い捨てライター・中身の残ったカセットボンベ・スプレー缶などは、危険ごみの日に出してね！



### 中身の残ったカセットボンベ・スプレーなどの缶



中身の残ったカセットボンベ・スプレー缶だけを透明・半透明の袋に入れて



危険ごみの日に出す  
(3カ月に1回)

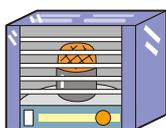


穴を開けたものは、金属の日にも出せません

### 石油ストーブ



灯油、乾電池を抜いて



本体は金属の日に出す



乾電池は危険ごみの日に出す  
(3カ月に1回)



残った灯油の処分は販売店にご相談ください



## ペットボトルのラベルをはがしてください

収集したペットボトルの中に、ラベルがついたままになっているものや、汚れ(中身)が残ったままになっているものがたくさんあります。ペットボトルから高品質の再生材料を得るためには、品質の良いペットボトルであることが重要な条件になります。

処理方法

- ① ラベル・キャップを剥がす
- ② 中を水ですすいで洗う
- ③ それぞれ、ごみの日に出す



※ラベル・キャップはペットボトルと素材が異なります。



問い合わせ 環境政策課(☎229-3258)



## 家電4品目の適正な処理方法



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

3つの処理方法

- ① 家電製品を購入した販売店や、買い替えをする販売店に依頼
- ② 市が許可する家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼
- ③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込み

問い合わせ

リサイクル料金について  
運搬料金について  
指定引取場所について

家電リサイクル券センター(☎0120-319640)  
各収集運搬業者へ  
株式会社タヤマ(〒514-0816 津市高茶屋小森上野町1143  
☎234-8666)



詳しくはこちら



## 》空き家対策は予防、管理、利活用！

### 空き家の予防

#### ① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっていることがあります。相続が発生している場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままですと、相続人が多数になる可能性があり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。

#### ② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却などの利活用について決めておくとともに、家財や荷物の整理をしておきましょう。

### 空き家の管理

#### ① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気・換気を行うとともに、敷地内の除草や庭木の剪定などの手入れを行いましょう。自分で状態確認や手入れができない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

#### ② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先をお知らせしておくことも管理の一つです。

### 空き家の利活用

#### ① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

#### ② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

### 空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、相続登記や売却など、専門的な内容も少なくないことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、「空き家ネットワークみえ」へご相談ください。

**問い合わせ** 空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内) ☎227-5018 ※9時~12時、13時~17時(土・日曜日、祝日は除く)

